

# 越谷市市民活動支援センター 人材バンク

越谷市市民活動支援センターでは、人材バンクの情報冊子「手と手をつなぐ情報ガイド」を作成します。市民活動に関する豊かな知識や経験等を、これからの市民活動に是非、お役立てください。



登録者募集のお知らせ

あなたの知識と経験が  
"キラキラ"と輝く

こんな得意分野がある！！

地域の市民活動を  
応援したい！

この経験を  
役立てたい！



## 越谷市市民活動支援センター人材バンクとは？

“市民活動に関する豊かな知識や経験等を社会に役立てたい”と思っている方と、それを必要としている方とをつなげる仕組みです。



## 登録できるのは？

越谷市市民活動支援センターの登録団体・個人、もしくは、越谷市在住、在学、在勤の18歳以上で豊富な知識や経験等をお持ちの方です。



## 登録するには？

所定の登録申請書を記入の上、越谷市市民活動支援センターへご提出ください。

## 「越谷市市民活動支援センター人材バンク」事業概要

### ■目的

市民の市民活動への参加と協働によるまちづくりの推進を図ることを目的に、豊かな知識や経験を有し、社会参加に意欲ある市民と、それを必要とする市民とをつなぐ仕組みとして、越谷市市民活動支援センター人材バンクを設置し、多様な市民活動を支援します。



### 人材バンクの登録者向け

#### ■登録の要件

次の要件をすべて満たす個人及び団体が登録できます。

- ① 個人は、越谷市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の登録団体に加入している方、または、越谷市に在住・在学・在勤している18歳以上の方であること。
- ② 団体は、支援センターの登録団体であること。
- ③ 市民の市民活動への参加の促進と協働のまちづくりの推進のために、自らの知識や経験等を活かすことを希望すること。
- ④ 政治活動、宗教活動、または営利を目的とした活動を行うものではないこと。
- ⑤ 団体においては、団体の会員募集や事業の宣伝・集客のみを行う場としないこと。

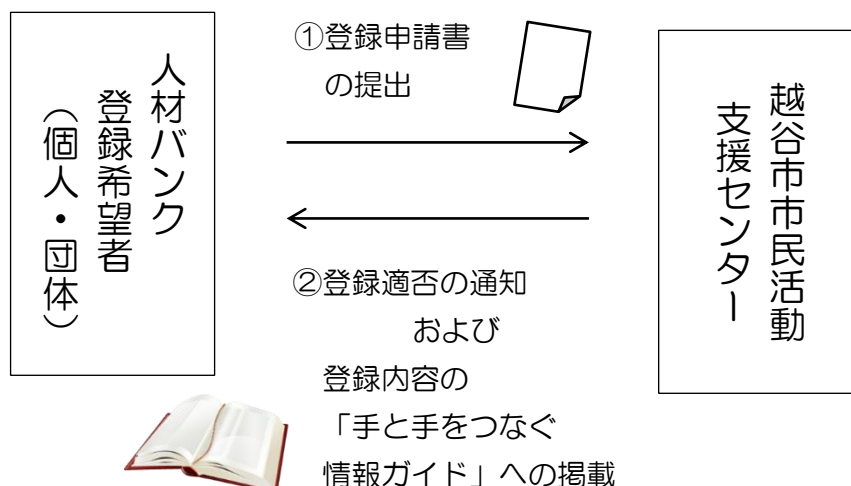
#### ■登録できる活動分野

登録できる活動分野は、以下の通りです。

- |                 |               |                   |              |             |
|-----------------|---------------|-------------------|--------------|-------------|
| 1.保健・医療・福祉      | 2.社会教育        | 3.まちづくり           | 4.観光         | 5.農村・漁村・中山間 |
| 6.学術・文化・芸術・スポーツ | 7.環境保全        | 8.災害救助            | 9.地域安全       |             |
| 10.人権擁護・平和推進    | 11.国際協力       | 12.男女共同参画         | 13.子どもの健全育成  |             |
| 14.情報化社会        | 15.科学技術       | 16.経済活動           | 17.職業能力・雇用機会 |             |
| 18.消費者保護        | 19.その他 NPO 支援 | 20.都道府県等の条例で定める活動 |              |             |
| 21.自治会          | 22.コミュニティ推進   |                   |              |             |

#### ■登録の流れ

- ① 人材バンクに登録を行なおうとする個人及び団体は、越谷市市民活動支援センター人材バンク登録申請書（様式1号）を支援センターへ提出します。
- ② 越谷市市民活動支援センター所長は、申請内容の適否を確認の上、適当と認められた場合は人材バンクへ登録を行い、人材バンクの情報冊子「手と手をつなぐ情報ガイド」に掲載します。



#### ■登録情報の有効期限

人材バンクへの登録の有効期限は、登録した日の属する年度の翌年の3月31日までとします。

#### ■登録事項の変更等

登録事項に変更があった場合、または、登録の抹消を希望する場合は、越谷市市民活動支援センター人材バンク変更届（様式2号）を提出してください。

### 人材バンクの利用者向け

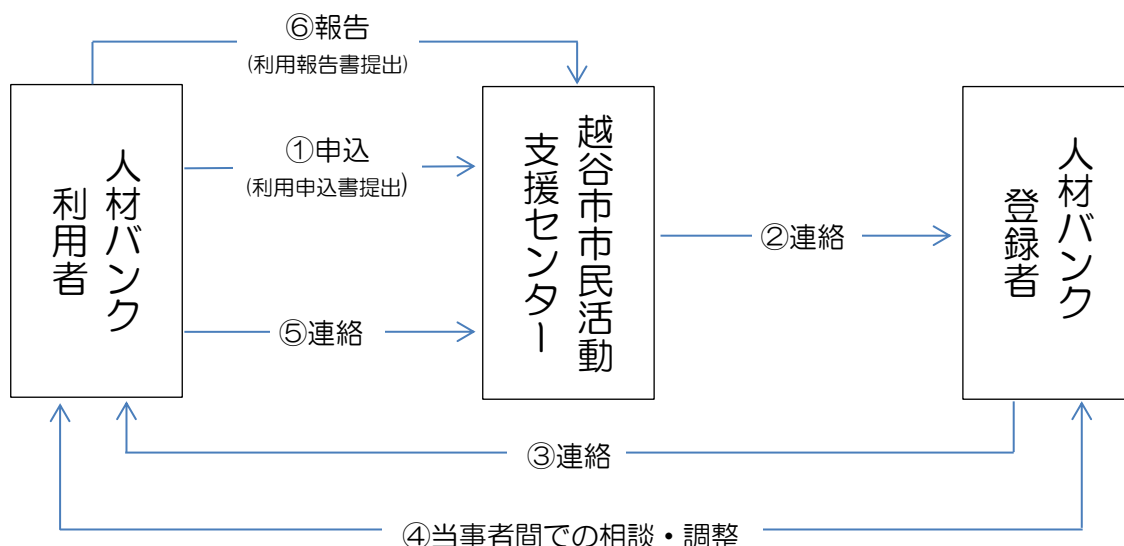
#### ■利用の要件

次の要件をすべて満たす個人及び団体が利用できます。

- ① 個人は、支援センターの登録団体に加入している方、または、越谷市に在住・在学・在勤している18歳以上の方であること。
- ② 団体は、支援センターの登録団体であること。
- ③ 政治活動、宗教活動、または営利を目的とした活動を行うものではないこと。

#### ■利用の流れ

- ① 人材バンクの利用者は、越谷市市民活動支援センター人材バンク利用申込書（様式3号）を支援センターへ提出します。
- ② 支援センターより人材バンク登録者へ連絡します。
- ③ 了承が得られた場合、人材バンク登録者から直接利用者へ連絡をします。
- ④ 当事者間で相談・調整を行います。
- ⑤ 人材バンク利用者は、調整が整ったら、支援センターへ連絡してください。
- ⑥ 利用後、人材バンク利用者は、越谷市市民活動支援センター人材バンク利用報告書（様式4号）を支援センターへ提出してください。



## 手と手をつなぐ情報ガイドについて

### ■設置場所と発行

人材バンクの情報冊子「手と手をつなぐ情報ガイド」は、支援センター及び支援センターのホームページなどで閲覧できます。

年1回発行します。最新の情報は、ホームページ上でご確認ください。

### ■申請書類の取得等

人材バンクに関する申請書類は、越谷市市民活動支援センター窓口、またはホームページにて取得可能です。

## 注意事項

※人材バンク利用者と人材バンク登録者で講師謝礼・材料費・交通費等の費用、日程や内容等について事前によく話し合ってください。

※活動する場の設定や準備等は、原則人材バンク利用者が行ってください。

※活動中の事故や損害等の対応として、利用者側で保険等の加入をしてください。

※事業は、人材バンク登録者と利用者の責任において行うものとして、問題等が発生した場合には、越谷市および越谷市市民活動支援センターは責任を負いません。

### ■申込み・問い合わせ先

越谷市市民活動支援センター

越谷市弥生町 16-1 越谷ツインシティ B シティ 5F

【電話】048-969-2750 【FAX】048-969-2751

【E-mail】info@koshigaya-activity-support.info